

○ 中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、<sup>内閣府、財務省、厚生労働省、</sup>環境省、<sup>経済産業省、国土交通省、</sup>令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介に関する禁止行為）</p> <p>第五十条 法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>2 「略」</p> <p>（届出事項等）</p> <p>第百九十八条 「略」</p> <p>「2・3 略」</p> <p>4 第一項第三号に規定する「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者（共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p>	<p>（特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介に関する禁止行為）</p> <p>第五十条 法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>（届出事項等）</p> <p>第百九十八条 「同上」</p> <p>「2・3 同上」</p> <p>4 「同上」</p>

<p>〔一・二 略〕</p> <p>三 法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百条第一項（ただし書を除く。）の規定又は法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為</p> <p>〔四・五 略〕</p> <p>〔5〕7 略</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百条第一項（ただし書を除く。）の規定又は法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為</p> <p>〔四・五 同上〕</p> <p>〔5〕7 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この命令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。